

太田市環境保健委員会視察研修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政の円滑な運営並びに太田市環境保健委員長及び副委員長としての資質向上を目的に地区環境保健委員会が行う視察研修事業（以下「研修」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、1泊2日の研修とする。ただし、庁用バスを使用する場合は、補助対象外とする。

(補助対象)

第3条 補助金は、地区環境保健委員会に交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、研修に参加する者1人当たり7,000円とし、構成行政区数に7,000円を乗じて得た額を上限とし交付する。

(事業上必要と認められる対象経費)

第5条 補助金は、別表に掲げる研修を行う上で必要と認められる対象経費に充てるものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市環境保健委員会視察研修事業補助金交付要綱（平成14年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業運営上必要と認められる対象経費

研修に直接係る交通費（電車代、自動車借上料、燃料代、有料道路代等）、宿泊費、研修費、保険料、食費、印刷製本費及び消耗品費
--